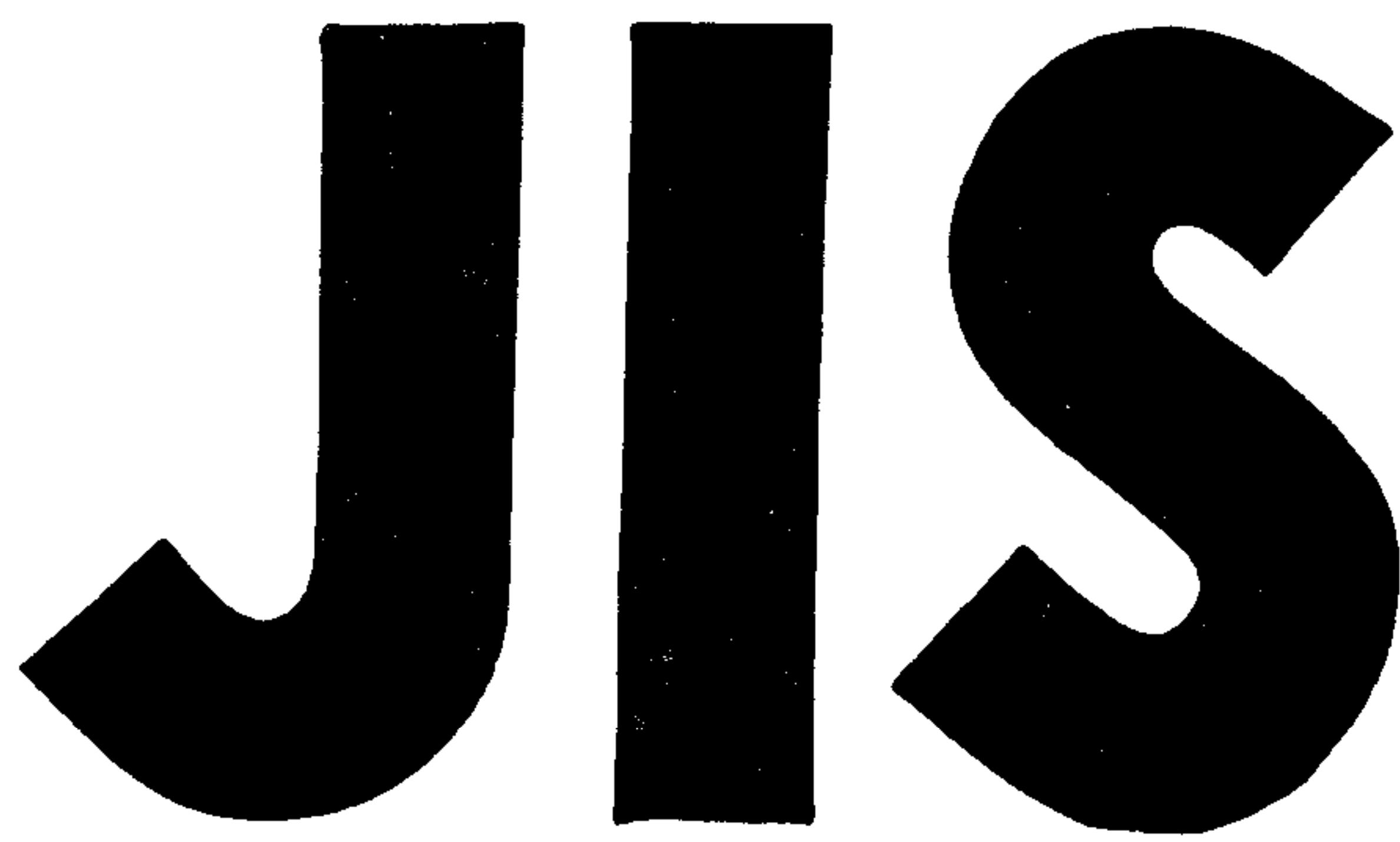


UDC 628.931



Z 9110

照 度 基 準

JIS Z 9110-1979

昭和 54 年 2 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

電気部会 照明基本専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	池田 栄一	社団法人日本電設工業協会
	大井 久弘	文部省監理局教育施設部
	林部 弘	労働省労働基準局安全衛生部
	平山 国一	建設省大臣官房官庁營繕部
	杉原 千隈	工業技術院標準部
	田中 一	日本国有鉄道鉄道技術研究所
	太刀川 三郎	東京電力株式会社営業部
	折原 明男	株式会社日建設計東京本社設備部
	松本 富次郎	社団法人 照明学会
	吉江 清	千葉大学工学部
	寺村 修	東京都立工業高等専門学校
	乾 正雄	東京工業大学工学部
	室井 徳雄	日本大学理工学部
	山口 昌一郎	東京工業大学工学部
	蒲山 久夫	東京都立豊島病院
	鎌田 敏男	岩崎電気株式会社技術部
	松田 宗太郎	松下電工株式会社東京LAB
	栗田 昌延	日立照明株式会社設計部
	笠原 裏	山田照明株式会社照明研究所
	藤井 克人	東芝電材株式会社研究所
(事務局)	村田 照夫	工業技術院標準部電気規格課
	平野 由紀夫	工業技術院標準部電気規格課

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 33.3.29 改正：昭和 54.2.1

官報公示：昭和 54.3.22

原案作成協力者：社団法人 照明学会

審議部会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 山田 直平）

審議専門委員会：照明基本専門委員会（委員会長 池田 栄一）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

照度基準

Z 9110-1979

Recommended Levels of Illumination

1. 適用範囲 この規格は、次の各施設の人工照明の照度基準について規定する。

事務所	付表 1
工 場	付表 2
学 校	付表 3
病院、保健所	付表 4
商店、百貨店、その他	付表 5
美術館、博物館、公共会館、宿泊施設、公衆浴場、	
美容・理髪店、飲食店、興行場	付表 6
住宅、共同住宅の共用部分	付表 7
駅 舎	付表 8
通路、広場、公園	付表 9
駐車場	付表 10
ふ 頭	付表 11
運動場、競技場	付表 12
船 舶	付表 13

2. 照明の要素としての照度 人工照明によって、前項各施設などの場を照らし、よい生活を行わせる環境とするには、およそ次の各項について考慮しなければならない。

- (1) 照度及びその分布
- (2) グレア
- (3) かげ(陰・影)
- (4) 光色

これらのうち、照明設備の設計に当たり、まず計算の対象となる照度につきその基準を示す。

3. 所要照度 各施設の照度は、付表1～13による。

この照度は、主として視作業面(特に視作業面の指定がないときは床上85cm、座業のときは床上40cm、廊下・屋外などは、床面又は地面)における水平面照度を示すが、作業内容によっては、鉛直面又は傾斜面の照度を示すものもある。

また、この照度は設備当初の値ではなく、常時維持しなければならない値を示す。

付表中の○印の作業の場所は、局部照明によって、この照度を得てもよい。この場合の全般照明の照度は、局部照明による照度の $\frac{1}{10}$ 以上であることが望ましい。

なお、隣り合った室、室と廊下などの間の照度の差を、著しくないようにする。

引用規格: JIS Z 9111 道路照明基準

JIS Z 9114 横断歩道照明基準

JIS Z 9116 トンネル照明基準